

○西東京市高齡者保健福祉計画検討委員会設置要綱

西東京市高齡者保健福祉計画検討委員会設置要綱

第1 設置

西東京市の高齡者保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となる西東京市高齡者保健福祉計画を策定するに当たり、西東京市高齡者保健福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、市長の依頼を受け、西東京市高齡者保健福祉計画策定について、設置目的を達成するための必要な事項の調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

第3 組織

委員会は、委員20人以内とし、西東京市介護保険条例（平成13年西東京市条例第116号）第8条に規定する西東京市介護保険運営協議会の委員のうちから、次に掲げる者に、市長が依頼する。

- (1) 市内に住所を有する被保険者 4人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 保健医療関係者 8人以内
- (4) 福祉関係者 6人以内

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から任務が終了するまでとする。

第5 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8 謝金

委員が委員会の会議に出席したときは、謝金を支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。